

# 埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（改正案）

県土整備部河川砂防課

## 1 背景

埼玉県では、集中豪雨等の影響による浸水被害対策として、平成18年から県内全域を対象に、雨水流出抑制施設\*の設置を義務付ける埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例\*\*を施行しています。

一方、近年の気候変動による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域治水の取組を加速化させるため、国土交通省が令和6年3月29日に特定都市河川浸水被害対策法\*\*\*に基づき中川・綾瀬川流域の河川を特定都市河川に指定し、令和7年7月1日から開発行為等により流出雨水量を増加させる行為を行うものは、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられることとなります。

\* 雨水をいったん貯めた後に適正に排水する施設    \*\* 以下「県雨水条例」    \*\*\* 以下「特定都市河川法」

## 2 改正の概要

特定都市河川法による雨水貯留浸透施設は、特定都市河川流域における浸水被害の防止のため、河川整備による効果が減殺しないよう、開発行為等により生じる流出雨水量の増加について、恒久的に対策を求めるものです。

一方で、県雨水条例による雨水流出抑制施設は、国管理河川等において河川整備基本方針に基づく必要な対策が完了するまでの暫定的な対策を求めるものです。

特定都市河川流域内においても、本県が従来から取り組む県雨水条例の対策を継続し、流域治水を強力に推進するため、県雨水条例第1条の目的に関する文言整理を行いその違いを明確化する条例改正を行うものであります。

### ○対策の適用範囲



県雨水条例：県内全域

特定都市河川法：中川・綾瀬川流域

### ○対策の対象行為

